

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見及び留意事項について

(1)大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市土生町三丁目 4135 番 1 ほか
(仮称) 東岸和田駅西口商業施設

(2)大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出を行った日

令和 6 年 7 月 3 日

(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 6 年 7 月 3 日付で届出のあった「(仮称) 東岸和田駅西口商業施設」については、「指針」を勘案し、総合的に判断したところ、同法第 8 条第 4 項の規定による意見はありません。

つきましては、営業開始後においても、届出内容を遵守するとともに、「指針」に十分配慮し営業してください。

(4)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る留意事項

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 6 年 7 月 3 日付で届出のあった「(仮称) 東岸和田駅西口商業施設」の運営にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

記

・駐車台数の確保について

駐車場については、駐車台数の一部を既存類似店舗の来客数を参考に確保していることから、毎休祭日に駐車待ちの渋滞が発生するなど、駐車台数が不足していることにより周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている場合は、隔地駐車場を確保するなど必要な措置を講じること。

また、駐車台数の算定に当たって指針式を用いてない小売業者に入替えが生じる場合は、変更前に市に対して報告するとともに、来店車両の予測に係る調査を適切に実施するなど、駐車台数に不足が生じないようにすること。

・騒音対策について

夜間において予測される騒音が規制基準を上回る地点があるため、搬入事業者に対

して車両の低速走行や静音作業の実施等を徹底させるとともに、店舗敷地南西部の1階駐車場については21時以降の利用を一部制限するなど、周辺の生活環境への配慮を行うこと。

また、住民等から苦情があった場合は迅速に必要な措置を講じること。

以上